

成年後見制度講座 & 地域の身近な生活相談

講座

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、財産管理や介護施設への入所契約、あるいは遺産分割協議などが困難な場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが「成年後見制度」です。

本講座では、どんなときに制度が利用できるのかなど、成年後見制度についてわかりやすく説明し、上手に活用する方法を学ぶことができます。

日時：平成25年9月14日（土）
講演：午前10時～11時
質疑応答：午前11時～12時
場所：倉敷西公民館 調理室
（倉敷市八王寺町199-3）
講師：弁護士 肥田 弘昭氏
対象：市民
受講料：無料（申込不要）

一人暮らしで認知症になり、介護が必要になったら……。

高齢になったときに知的障害の子どもが心配……。

こんな時どうしたら…？

財産の管理や契約に自信が無い……。

悪徳商法の被害に合ってしまったら……。

相談

成年後見制度講座と同時に、個別の相談会を開催しています。高齢者や障がい者を対象にした相談を行政書士や社会福祉士などの専門職が中心にお受けいたします。

成年後見制度のみならず、福祉に関する生活相談など遠慮なくご相談ください。

日時：平成25年9月14日（土）
午前10時～12時
場所：倉敷西公民館 和室
（倉敷市八王寺町199-3）
対象：市民
備考：相談無料（申込不要）

※専門的解決を要する内容には、より適切な相談窓口やサービスの申込先を紹介いたします。